

令和2年度事業計画

令和元年中の千葉県における交通事故発生状況を見ると、人身事故の発生件数と負傷者数は前年に比べ約5%減少し、死者数は172人と14人、7.5%減少した。それぞれ減少したものの、死者数の172人は、昭和23年の統計開始以降初めての全国ワースト1位であり、本県の交通事故情勢は依然として厳しい状況にあると言わざるを得ない。

一方、安管選任事業所による県内の交通事故発生状況についても、事故そのものは減少傾向にあるものの、死者数は16人（前年比-3人）に及んでおり、死亡事故率の高まりが懸念される状況にある。

そこで本年は、県及び県警との連携を図りつつ、悲惨な交通死亡事故を1件でも減少させるべく、協会の総力をあげて次の重点事項に取り組むこととする。

千葉県交通安全県民運動のスローガン「みんなでつくろう 交通安全県ちば」とともに、協会の年間（年度）スローガンを

「スマホより 横断歩道の 僕を見て」

と定め、

- 1 県民を守る交通安全事業の積極的推進
- 2 県民とともに推進する交通安全活動
- 3 官公庁、会社等の交通安全対策の推進

を重点に、県内各地域における活動を広範囲に展開し、広く全県民を守る交通安全事業を行うこととする。

第1 県民を守る交通安全事業の積極的推進

1 道路交通法に基づく安全運転管理者等講習の充実強化

- (1) 安全運転管理者等の責任と重要性の周知徹底
- (2) 「交通安全教育指針」に関する教養の充実
- (3) 千葉県の交通事故の状況と特徴に関する教養の充実
- (4) 交通事故の発生による企業の責任・損失に関する教養の充実
- (5) 高速道路における交通事故防止に関する教養の充実
- (6) 「ながら運転」など最新の法改正の周知・遵守に関する教養の充実
- (7) ドライブレコーダーの積極的活用に関する教養の充実
- (8) セーフティサポートカー（サポカー）の機能と効果に関する教養の充実
- (9) 地域における交通安全運動への協力と積極的参加に関する教養の充実
- (10) 自転車の安全利用に関する教養の充実
- (11) 受講しやすい講習環境の整備
- (12) 安全運転管理者等講習の受講促進

2 「セーフティドライバーズちば2020」(123日間無事故・無違反運動)事業の実施

7月1日から10月31日までの123日間における無事故・無違反運動を通じて、事業所に

における安全運転管理の強化と従業員及び家族の交通安全意識の普及浸透を図り、もって事業所関係者に係る交通事故防止の徹底を図る。

また、県民に「セーフティドライバーズちば2020」（123日間無事故・無違反運動）の趣旨を広めて多くの県民の参加を募り、事故防止運動の拡大を図るとともに、事業所やチームの交通事故防止活動の取組みが地域社会に好影響を及ぼすよう創意工夫を凝らした施策の推進を奨励する。

- (1) 千葉県、千葉県交通安全対策推進委員会及び千葉県警察の後援を受けて実施する。
- (2) 積極的な広報を実施し、広く県民からの参加を求め事業の拡大を図る。
- (3) 効果的な施策や地域社会との協働による施策を奨励するとともに、成績優秀チーム等を表彰することにより参加者の士気を高め、運動の盛り上がりを図る。

3 安全運転管理者選任事業所「ゼブラ・ストップ運動」事業の実施

2019年度に引き続き、千葉県警察が積極的に取り組んでいる「ゼブラ・ストップ運動」を本協会の重点事業として実施し、官民一体となった県民運動として定着させ、千葉県下の交通死亡事故防止の徹底を図る。

なお、実施期間は、8月1日から11月30日までの4か月間とする。

- (1) 千葉県、千葉県交通安全対策推進委員会及び千葉県警察の後援を受けて実施する。
- (2) 積極的な広報を実施して「ゼブラ・ストップ運動」の周知徹底を図るとともに、本運動を通じて横断歩道での歩行者保護についての再認識を促す。
- (3) 本運動への積極的な参加を呼び掛けるとともに、効果的な施策の推進を奨励し、積極的な活動を展開した地区安全運転管理者協議会及び事業所を表彰することにより参加者の士気を高め、運動の盛り上がりを図る。

第2 県民とともに推進する交通安全活動

1 千葉県交通安全対策推進委員会の活動強化

(1) 子供と高齢者の交通事故防止

職場ぐるみで高齢者事故防止対策を展開するとともに、「子供や高齢者」に思いやりを持った安全運転の励行と交通安全意識の定着を図る。

(2) 夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

高齢者をはじめとする歩行者等に反射材着用の普及促進を図るとともに、車の運転者に対しても「3・ライト運動」等を周知させて注意を喚起し、夕暮れ時と夜間・明け方における歩行者等の交通事故防止を図る。

(3) 自転車の安全利用の推進（特に、「ちばサイクルール」の周知徹底）

講習会等を通じて、千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」を活用した交通ルールの遵守や交通マナーの向上を促進し、自転車利用者による危険・迷惑行為の防止と自転車の事故防止を図る。

(4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

一般道路における後部座席のシートベルト着用率が未だ低いことから、事故時におけるシートベルト及びチャイルドシートの被害軽減効果の周知並びに全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

(5) 飲酒運転の根絶

職場において飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の醸成を図り、県の統一スローガンである「その一杯 愛車も走る凶器に 早変わり」に基づき、飲酒運転のない環境づくりを促進する。

(6) 交差点等での交通事故防止

運転者に交差点通過時及び右左折時に伴う事故の危険性を十分認識させ、運転の基本である安全確認と歩行者保護の徹底を図る。また、歩行者保護意識の高揚に向けた「ゼブラ・ストップ運動」を一層推進し、横断歩道における歩行者等の優先義務を徹底することにより、道路横断中の交通事故防止を図る。

(7) 悪質な違反・危険運転の防止

速度超過や信号無視などの悪質・危険運転は、重大事故につながる要因であることから、法定講習等を通じて交通法令を遵守した運転の徹底を図る。

(8) 外国人に対する広報啓発活動の推進

日本に在住する外国人や観光などで増加が予想される訪日外国人に、日本の交通ルールを理解してもらうため、事業所の事業を通じて、あるいは各種交通安全キャンペーンを活用して交通ルールに関する広報啓発活動を推進する。

(9) 違法駐車等の追放

違法駐車は重大な交通事故に直結する要因であることから、違法駐車等の危険性・迷惑性についての認識を定着させ、駐車秩序の確立を図る。

2 交通安全運動の積極的推進

(1) 全国交通安全運動の推進

ア 春の全国交通安全運動～4月6日(月)から4月15日(水)まで

全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める「令和2年春の全国交通安全運動千葉県実施要綱」に基づき実施する。

イ 秋の全国交通安全運動～9月21日(月)から9月30日(水)まで

全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める「令和2年秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱」に基づき実施する。

(2) 交通安全運動の推進

ア 夏の交通安全運動～7月10日(金)から7月19日(日)まで

夏休み及びオリンピック等の実施に鑑み、別に定める「令和2年夏の交通安全運動実施要綱」に基づき実施する。

イ 冬の交通安全運動～12月10日(木)から12月19日(土)まで

年末の交通事故が増加する時期に鑑み、別に定める「令和2年冬の交通安全運動実施要綱」に基づき実施する。

3 街頭における各種交通安全活動の推進

(1) 日を定めて行う運動の推進

- ア 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）※予定
- イ 交通安全の日～アクション10～（毎月10日）
- ウ 自転車の安全利用推進運動（毎月15日）
- エ 違法駐車等追放運動（毎月20日）

(2) 交通事故発生状況に応じた街頭における交通安全活動の推進

警察署と連携して、地域ごとの交通事故発生状況に応じた街頭における交通安全活動の強化や交通死亡事故抑止緊急対策等を実施する。

第3 官公庁、会社等の交通安全対策の推進

1 官公庁、会社等の安全運転管理者等に対する交通安全意識の普及及び高揚

- (1) 道路交通法に基づく安全運転管理者等講習による教養の充実
- (2) 交通事故の発生状況や事故防止に関する資料の提供
- (3) その他交通安全対策に関する必要な情報の提供

2 広報啓発活動と安全教育の推進

- (1) 機関誌「安全運転千葉」の発行(6月、10月、1月、3月)
- (2) 年間スローガンポスターの作成・配布
- (3) 視聴覚教材（交通安全DVD）の無料貸出し
- (4) 交通安全教育推進員派遣制度による事業所への出張交通安全講話の実施
- (5) 交通事故防止対策機器（簡易型運転適性検査機器等）の積極的活用
- (6) 県外視察研修の実施
- (7) 協会ホームページの積極的活用

3 運転適性検査の積極的な実施

2019年度同様、運転適性検査の実施期間を9月1日から2月28日までの6か月間（原則）として運用する。また、外部委託の運転適性検査員を適正かつ効果的に活用してより多くの事業所の要望に応えるとともに、職域における安全運転管理の充実強化と運転者の運転行動の適正化を図る。

4 運転者に対するブラッシュアップ講習（仮称）の試行・支援

会員事業所に対して、県内の自動車教習施設が実施している安全運転再教育（ブラッシュアップ講習）を活用した運転者の実技研修を促進し、運転者個々の交通安全意識及び運転技術の向上を図るため、その試行を検討し、研修費用の一部を支援する。

5 安全運転管理者等未選任事業所の発見活動の推進

7月に「未選任事業所発見強化月間」を設定して重点的に未選任事業所の発見に努め、安全運転管理者の選任を促すことにより職域における安全運転管理体制の確立を図る。

なお、未選任事業所発見活動の実効を期すため6月を準備期間とする。

- ・準備期間 6月1日（月）～6月30日（火）
- ・本 月 間 7月1日（水）～7月31日（金）

6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う道路交通量の抑制に向けた広報啓発活動の推進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中は、一般交通に加え大会関係車両が輸送ルートを走行することから、高速道路や競技会場周辺などでは交通集中による混雑・渋滞が予想される。このため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、千葉県、千葉県警察等では、交通混雑の緩和に向け、

- ・ 混雑時間帯や会場周辺を回避
- ・ 行事や予定の見直し
- ・ 公共交通機関の利用

などを呼びかけているおり、当協会としても、関係機関との連携を図りつつ、安全運転管理者等講習や各種会議・研修などを通じて、これら対策の実現に向けた広報啓発活動を推進する。

第4 表彰の実施

- 1 交通栄誉章「緑十字(金・銀・銅)章」及び優良事業所等の表彰
- 2 関東管区警察局長、関東安全運転管理者協議会連合会会長連名の表彰
- 3 千葉県知事・千葉県交通安全対策推進委員会会長（千葉県知事）の表彰
- 4 千葉県警察本部長と協会会長連名の表彰
- 5 協会会長の表彰